

(目的)

第1条 障がい委員会は、だれもが人間として尊重される、「共生社会」の実現を目指した、障がい福祉の向上に貢献することを目的に設置し、併せてこの目的を果たしていくための人材育成を図る活動を支援する。

(名称)

第2条 この委員会を、「障がい委員会」と呼ぶ。

(事務所)

第3条 障がい委員会の事務所は、本会事務局内に設置する。

(組織)

第4条 障がい委員会の運営統括の責任は、本会会長に属する。

(活動)

第5条 障がい委員会の活動は、以下の通りとする。

- (1) 障がいを持つ人の権利の擁護及び最善の利益の検証
- (2) 障がい福祉の体制のあり方の検討と構築
- (3) 障がい福祉に関する調査研究、広報啓発活動

(委員会)

第6条 委員は、「障がい委員会」の企画及び運営管理を行う。

2 委員は、10名で構成し、各ブロックから1名以上を選出する。

3 委員会に次の役員を置き、委員の互選とする。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 1名
- (3) 会計 1名

4 役員の任期は2年とする。但し、再任は妨げない。

(会議)

第7条 委員会は委員長が招集する。

2 委員長は、必要があると認められたときは、関係者の出席を求めて説明又は意見を聞くことができる。

3 委員長は、必要があると認められたときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(報告)

第8条 委員会は、本会理事会に、活動内容及び運営状況を報告するものとする。

(その他の運営の留意事項)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この事業の運営に関し必要な事項は、本会会長が別に定める。

附則

- 1 この要綱は、2009年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の変更は、本会理事会の議決を経るものとする。